

農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第十七条第四項第七号の規定によって、
次のおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

平成二十九年五月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

福山市農業協同組合			登録検査機関の名称	変更のあった農産物検査員
抹消			変更内容	
三原 昌則	村竹 隆英	和田 康雄	氏名	
神石郡神石高原町 近田一六三八番三	福山市駅家町近田 二二一番一―二〇 一号	福山市駅家町倉光 五五九番七	住所	
大豆、そば だか麦、 大麦、は 米、小麦、 もみ、玄	大豆 だか麦、 大麦、は 米、小麦、 もみ、玄	大豆、そば だか麦、 大麦、は 米、小麦、 もみ、玄	農産物検査を行う農産物の種類	
平成二九年四月三日			変更年月日	